

令和8年5月

令和9年度上越教育大学大学院学校教育研究科学生募集 における「出願資格」の変更（追加）について（お知らせ）

上越教育大学では、学校教育法施行規則の改正（令和8年4月1日施行）に伴い、このたび入学資格を変更（追加）しました。

これにより、すでに公表している「令和9年度上越教育大学大学院学校教育研究科学生募集要項」の一部を変更します。

変更箇所は次のとおりです。

「4 出願資格」（2ページ）の(7)に次の該当者を追加

(7) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）又は専攻科（当該専攻科を置く専修学校の特定専門課程における教育との連続性に配慮した教育課程を編成していることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者又は令和9年3月までに修了見込みの者

（ **具体的な変更箇所については、次ページの下線を付けた部分です。** ）

2 学生募集人員

入学定員 210 人を前期、中期及び後期の 3 回に分けて募集します。

なお、募集はコースごとに行いますが、コースによっては領域又は分野単位で試験を実施します。詳細は 11 ページの「7 選抜方法等」を参照してください。

課程	専攻	入学定員	前期募集		中期募集		後期募集	
			募集人員	コース	募集人員	コース	募集人員	コース
専門職学位課程	教育実践高度化専攻	190 人	114 人	学校教育実践研究コース (36 人)	76 人	学校教育実践研究コース (24 人)	全コースにおいて若干人を募集します	
				教科教育・教科複合実践研究コース (54 人)		教科教育・教科複合実践研究コース (36 人)		
				発達支援教育実践研究コース (24 人)		発達支援教育実践研究コース (16 人)		
修士課程	教育支援高度化専攻	20 人	16 人	心理臨床研究コース (16 人)	4 人	心理臨床研究コース (4 人)		
合計		210 人		130 人		80 人		

(注) 前期募集又は中期募集の選抜試験の実施状況により、各コースにおいて募集人員に欠員が生じると見込まれる場合には、次期募集において当該欠員見込者数を上乗せして募集します。

3 標準修業年限

2 年

ただし、教育職員免許取得プログラム (22 ページ) の受講を許可された者の修業年限は 3 年、遠隔教育活用修学プログラム (24 ページ) の履修を許可された者の修業年限は 3～5 年、1 年制プログラム (26 ページ) の履修を許可された者の修業年限は 1 年、長期履修学生制度 (28 ページ) の履修を許可された者の修業年限は 3～5 年となります。

なお、長期履修学生制度等の修業年限にかかわらず、修了に必要な単位が取得できた場合には、2 年での修了も可能です。(遠隔教育活用修学プログラムを除く。)

4 出願資格

次の (1) から (9) までのいずれかに該当する者です。

なお、専門職学位課程に出願する場合は、(1) から (9) までのいずれかに加え、(a) の応募条件を満たす必要があり、修士課程に出願する外国人留学生の場合は、(1) から (9) までのいずれかに加え、(b) の応募条件を満たす必要があります。

- (1) 大学を卒業した者又は令和 9 年 3 月までに卒業見込みの者
- (2) 学校教育法第 104 条第 7 項の規定により学士の学位を授与された者又は令和 9 年 3 月までに授与される見込みの者
- (3) 外国において学校教育における 16 年の課程を修了した者又は令和 9 年 3 月までに修了見込みの者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した者又は令和 9 年 3 月までに修了見込みの者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程 (その修了者が当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了したとされるものに限る。) を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者又は令和 9 年 3 月までに修了見込みの者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校 (その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。) において、修業年限が 3 年以上である課程を修了すること (当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって上記 (5) の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。) により、学士の学位に相当する学位を授与された者又は令和 9 年 3 月までに授与される見込みの者
- (7) 専修学校の専門課程 (修業年限が 4 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。) 又は専攻科 (当該専攻科を置く専修学校の特定専門課程における教育との連続性に配慮した教育課程を編成していることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。) で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者又は令和 9 年 3 月までに修了見込みの者
- (8) 文部科学大臣の指定した者 (昭和 28 年文部省告示第 5 号参照)
- (9) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22 歳に達したもの又は令和 9 年 3 月 31 日までに 22 歳に達するもの